

事業概略書

多様な就労支援の確保のための労働施策との連携のあり方に関する 調査研究事業

株式会社 日本能率協会総合研究所 (報告書A4版 214頁)

事業目的

新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、シフト制社員や派遣社員など多様な就労状況にある方々が、シフト減や派遣契約の終了等により生活困窮な状態となり、自立相談支援機関の支援の必要性が高まっている。

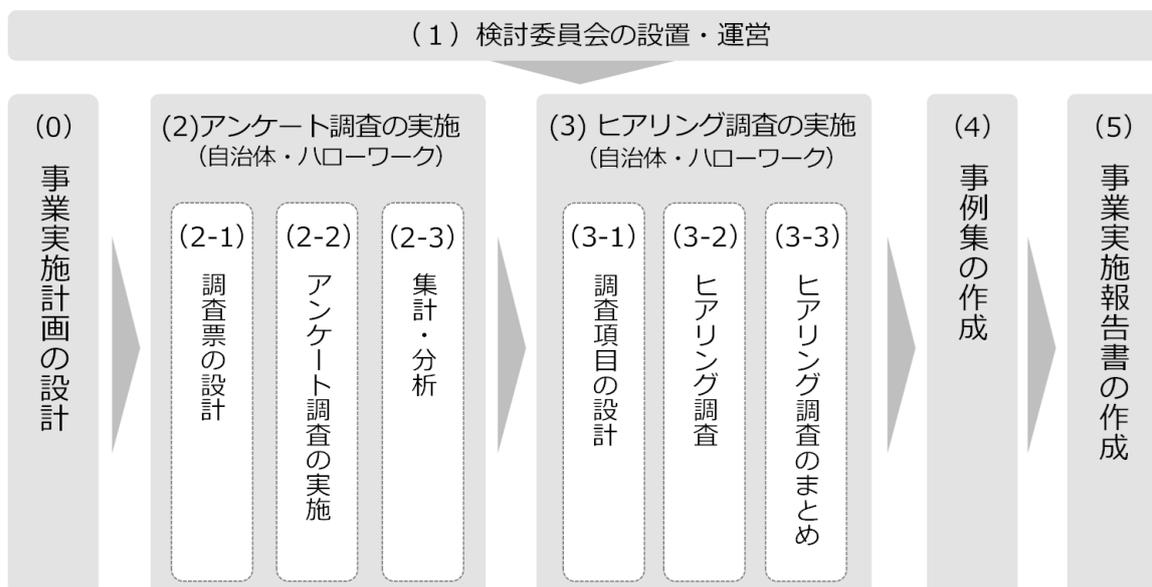
自立相談支援機関の労働施策との連携については、ハローワークにおける「生活保護受給者等就労自立促進事業」が中心であり、全体としては実績が伸びている一方、取組が進んでいない自治体も一定数存在している。

本事業では、生活困窮者への就労支援を実施している「福祉事務所設置自治体」、生活保護受給者等就労自立促進事業を展開している「ハローワーク（生保型一体的実施施設）」の連携に当たっての課題や事例の調査・分析を行う。

上記を踏まえ、福祉施策領域、労働施策領域の連携の在り方を整理し、新型コロナウイルス感染症で顕在化した新たな支援層を含めた生活困窮者に対する就労支援機能の強化・多様性の確保を図ることを目的として事業を実施する。

本事業の全体像は次の通りとなる。各事業項目について、学識経験者等から構成される検討委員会に審議を諮り、事業の実施を推進した。

本調査研究事業の全体像



事業概要

(1) 委員会の設置

多様な就労支援の確保のための労働施策との連携のあり方に関する調査研究事業の実施に当たっては、学識経験者や自治体の生活困窮者自立支援担当部局の担当者、就労支援に係る事業者や専門家等から構成される検討委員会を設置し、助言・指導を受け、当該事業の実施を加速させた。

(2) 各種調査の実施

① アンケート調査

ア) 福祉事務所設置自治体アンケート調査

就労支援を展開している福祉事務所設置自治体を対象に、就労支援の実施状況やハローワーク・関係機関との連携状況を把握するとともに、連携に当たっての課題や効果的な連携手法を把握することを目的として調査を実施した。

イ) ハローワーク（生保型一体的実施施設）アンケート調査

生活保護受給者等就労自立促進事業を実施しているハローワーク常設窓口（生保型の一体的実施事業実施施設）を対象に、福祉事務所設置自治体との生活困窮者等への就労支援の連携状況を把握するとともに、連携に当たっての課題や効果的な連携手法を把握することを目的として調査を実施した。

② ヒアリング調査

ア) 福祉事務所設置自治体ヒアリング調査

全国の福祉事務所設置自治体を対象に、自立相談支援機関における就労支援の取組状況や、自治体独自の取組、ハローワークで実施している生活保護受給者等就労自立促進事業等との連携状況を把握し、ハローワーク等との効果的な連携手法や連携の実施に向けた課題の事例収集を目的として調査を実施した。

イ) ハローワーク（生保型一体的実施施設）ヒアリング調査

生活保護受給者等就労自立促進事業を実施しているハローワークのうち、福祉事務所等の庁舎内にハローワークの常設窓口を設置している施設（生保型一体的実施施設）を対象に、自治体との連携内容や連携に当たっての工夫点、ハローワーク独自の取組等を把握し、福祉施策領域、労働施策領域の連携の在り方の参考となる事例収集を目的としてヒアリング調査を実施した。

(3) 成果物の作成

上述の「(2) 各種調査の実施」をとりまとめた「事業報告書」及びヒアリング調査結果をとりまとめた「事例集」を作成した。

調査研究の過程

(1) 委員会の実施

検討委員会の各回の議事内容は次の通りである。いずれの開催回も、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、対面とオンラインのハイブリット型で実施した。

検討委員会の議事内容

開催回	開催日	議事内容
第1回	令和3年9月28日(火) 於：A P東京八重洲 10階会議室Y1	1. 開会 2. 検討委員会委員等のご紹介 3. 事業の概要及びスケジュールについて 4. アンケート調査の概要及び調査票案について 5. その他一次回検討委員会の開催等について
第2回	令和3年12月14日(火) 於：A P東京八重洲 10階会議室Y1	1. 開会 2. アンケート調査の結果報告について 3. ヒアリング調査の概要及びヒアリング項目案について 4. 事例集の目次構成について 5. その他一次回検討委員会の開催等について
第3回	令和4年3月29日(火) 於：A P東京八重洲 10階会議室Y1	1. 開会 2. ヒアリング調査の結果報告について 3. 事例集案について 4. 事業報告書の目次構成案について

検討委員会の構成員

(五十音順 敬称略)、◎は座長

お名前	ご所属等(令和4年3月時点)
◎小杉 礼子 <small>こすぎ れいこ</small>	独立行政法人 労働政策研究・研修機構研究顧問
小半 千幸 <small>こはん ちゆき</small>	釧路市役所 福祉部 生活福祉事務所 第7担当 生活支援主幹
新保 美香 <small>しんぼ みか</small>	明治学院大学 社会学部 教授
西岡 正次 <small>にしおか まさじ</small>	A ¹ ワーク創造館(大阪地域職業訓練センター) 副館長・就労支援室長
平田 智子 <small>ひらた ともこ</small>	特定非営利活動法人 ユニバーサル就労ネットワークちば 副理事長
村上 敦将 <small>むらかみ あつまさ</small>	高槻市役所 健康福祉部 福祉事務所 福祉相談支援課 暮らしごとセンター 主査

(2) アンケート調査

①福祉事務所設置自治体アンケート調査

ア) 調査目的

就労支援を展開している福祉事務所設置自治体を対象に、就労支援の実施状況やハローワーク・関係機関との連携状況を把握するとともに、連携に当たっての課題や効果的な連携手法を把握することを目的として調査を実施した。

イ) 調査設計

【調査対象】福祉事務所設置自治体906箇所（都道府県：45、市区町村：861）

【調査方法】厚生労働省より電子メールにて都道府県・指定都市・中核市に送付、ならびに都道府県経由で市区町村に依頼
各自治体はExcel電子調査票で回答、電子メールで事務局に提出

【調査期間】令和3年10月13日～11月18日

ウ) 主な調査項目

1. 自治体の概要について
2. 自立相談支援事業における支援について
3. 就労準備支援事業について
4. 生活保護受給者等就労自立促進事業等との連携状況について
5. 自治体における独自の取組について

エ) 回収結果

対象区分	配布数	有効回答数	有効回答率
全体	906件	537件	59.3%
都道府県	45件	22件	48.9%
市区町村	861件	515件	59.8%

②ハローワーク（生保型一体的実施施設）アンケート調査

ア) 調査目的

生活保護受給者等就労自立促進事業を実施しているハローワーク常設窓口（生保型の一体的実施事業実施施設）を対象に、福祉事務所設置自治体との生活困窮者等への就労支援の連携状況を把握するとともに、連携に当たっての課題や効果的な連携手法を把握することを目的として調査を実施した。

イ) 調査設計

【調査対象】生活保護受給者等就労自立促進事業を実施しているハローワーク常設窓口（生保型の一体的実施事業実施施設）216箇所

【調査方法】厚生労働省より電子メールにて都道府県労働局に送付、都道府県労働局からハローワーク本所を経由して、生保型の一体的実施事業実施施設に依頼。各一体的実施施設はExcel電子調査票で回答、電子メールでハローワーク本所に提出（ハローワーク本所から都道府県労働局→厚生労働省→事務局へと回収）

【調査期間】令和3年10月13日～11月4日

ウ) 主な調査項目

1. 会議体、構成委員等について
（生活保護受給者等就労自立促進事業協議会または一体的実施事業運営協議会）
2. 支援対象者の状況等について
3. 支援内容について
4. 自治体との連携等について
5. 事業所開拓、マッチング等について
6. その他（新型コロナウイルスの影響等）

エ) 回収結果

配布数	有効回答数	有効回答率
216件	216件	100.0%

(3) ヒアリング調査

前述のアンケート結果を基に、就労支援において独自の取組み等を展開している福祉事務所設置自治体、支援実績が伸びているハローワークの常設窓口を選定し、ヒアリング調査を実施した。

①福祉事務所設置自治体ヒアリング調査

ア) 調査目的

全国の福祉事務所設置自治体を対象に、自立相談支援機関における就労支援の取組状況や、自治体独自の取組、ハローワークで実施している生活保護受給者等就労自立促進事業等との連携状況を把握し、ハローワーク等との効果的な連携手法や連携の実施に向けた課題の事例収集を目的として調査を実施した。

イ) 調査設計

【調査対象】生活困窮者自立支援所管課：9件

【調査方法】福祉事務所設置自治体アンケート調査結果から、「生活保護受給者等就労自立促進事業と連携」「就労支援において庁内・庁外部署と連携」「支援対象者に交通費の支給を実施」「就労支援の自治体独自の取組がある」等の特徴的な結果が得られた自治体を選定し、委員会で審議後、事務局にてコンタクトをとった。

【調査期間】令和4年1月13日～2月24日

ウ) 主な調査項目

1. 就労支援事業実施の背景と概要
2. 取組んでいる就労支援事業のポイント
3. 取組んでいる就労支援事業の成果
4. 今後の課題・展望

エ) 調査対象一覧

No	自治体名	都道府県	総人口 (令和3年9月時点)	自立相談支援 機関の運営形態	ヒアリング日
1	あま市	愛知県	8.9万人	直営	1/13
2	高槻市	大阪府	35.0万人	直営	1/17
3	岩沼市	宮城県	4.4万人	委託	1/24
4	倉敷市	岡山県	48.0万人	委託	1/26
5	阪南市	大阪府	5.3万人	委託	2/2
6	調布市	東京都	13.2万人	委託	2/2
7	尼崎市	兵庫県	45.9万人	直営	2/7
8	釧路市	北海道	16.4万人	委託	2/9
9	京丹後市	京都府	5.3万人	直営	2/24

②ハローワーク（生保型一体的実施施設）ヒアリング調査

ア) 調査目的

生活保護受給者等就労自立促進事業を実施しているハローワークのうち、福祉事務所等の庁舎内にハローワークの常設窓口を設置している施設（生保型一体的実施施設）を対象に、自治体との連携内容や連携に当たっての工夫点、ハローワーク独自の取組等を把握し、福祉施策領域、労働施策領域の連携の在り方の参考となる事例収集を目的としてヒアリング調査を実施した。

イ) 調査設計

【調査対象】生活保護受給者等就労自立促進事業を実施しているハローワーク常設窓口（生保型の一体的実施事業実施施設）：9件

【調査方法】ハローワークアンケート調査結果から、「自立相談支援機関等からの支援要請の頻度が高い」「一体的実施施設における資質向上のための取組みの工夫点がある」「自治体等との意見・情報交換の頻度が高い」等の特徴的な結果が得られた一体的実施施設を選定し、委員会で審議後、厚生労働省の協力を得ながら、事務局にてコンタクトをとった。

【調査期間】令和4年2月1日～2月16日

ウ) 主な調査項目

1. 連携先の自治体名と連携の開始・強化に至った背景
2. 自治体・外部との連携内容
3. 自治体等との連携が進むことによって得られているメリットや効果
4. 支援対象者の支援や応募先の確保について工夫していること
5. 取組みのポイント
6. 今後の課題・展望

エ) 調査対象一覧

No	一体的実施施設名	管轄労働局	管轄安定所	連携自治体名	ヒアリング日
1	江東就職サポート	東京労働局	木場公共職業安定所	東京都江東区	2/1
2	ハローワーク高松・ジョブコーナー	香川労働局	高松公共職業安定所	高松市	2/1
3	ジョブスポット草加	埼玉労働局	草加公共職業安定所	草加市	2/4
4	ワークサポートながた	兵庫労働局	神戸公共職業安定所	神戸市長田区	2/7
5	ジョブ縁ながの	長野労働局	長野公共職業安定所	長野市	2/9
6	千葉市自立・就労サポートセンター稲毛	千葉労働局	千葉公共職業安定所	千葉市	2/10
7	ジョブスポット港北	神奈川労働局	港北公共職業安定所	横浜市港北区	2/10
8	つなぐハローワークこが	茨城労働局	古河公共職業安定所	古河市	2/16

No	一体的実施施設名	管轄 労働局	管轄 安定所	連携 自治体名	ヒアリング日
9	呉市就労支援窓口	広島 労働局	呉 公共職業安定所	呉市	2/16

事業結果

1. 調査結果のまとめ

(1) 生活保護受給者等就労自立促進事業との連携について

- ・福祉事務所設置自治体アンケート調査結果から、約8割の自治体において、生活保護受給者等就労自立促進事業との連携を実施しているとの回答を得ているが、連携を行う上での課題として「ノウハウが不足している」「支援候補者の選定が難しい、基準がわからない」「支援要請のみでその後のフォローができない」等の意見が多く上がった。
- ・また、ハローワーク（生保型一体的実施施設）アンケート調査結果からも、自立相談支援機関等と連携する上で課題と感じることとして「自立相談支援機関との情報の連携が不十分」が最も多く、「就労意欲が低い方や就労以外で解決すべき優先度が高い方など就労困難者が送られている」「自立相談支援機関によって温度差がある、役割分担の明瞭化がされていない」等の意見が多く寄せられている。
- ・両調査結果を比較すると、「双方の連携が不十分」「連携に当たっての温度差を感じる」「自治体としてのノウハウ不足」「ノウハウ不足等の理由により、支援候補者の選定が難しいため、就労困難者がハローワークに送られる」等のキーワードが整理される。
- ・ハローワークとの連携が進んでいる自治体のヒアリング結果からは、就職支援ナビゲーター等とケース会議や情報交換の場（フォーマル、インフォーマル含む）を設け、相談者の就職状況を共有するほか、福祉事務所または自立相談支援機関の職員の負担とならないよう、輪番制でミーティングを実施したり、一体的実施施設担当者に対しても支援調整会議への参加を促す等の工夫点が見られた。
- ・また、自治体との連携が円滑に進んでいるハローワークでは、一体的実施事業の強み（自治体内に常設窓口を設置）を活かし、距離的な近さによるタイムリーな連携（相談・情報交換等）や、自治体職員向けに一体的実施施設の見学会等を開催し、福祉事務所や自立相談支援機関に対して一体的実施事業の理解を促している。こうした取組みを通じて連携が深まることにより、支援要請前から、支援対象者の属性や自立相談支援機関での支援内容、就労に当たっての希望等を詳細に把握することが可能となり、ハローワークにおける就労支援に活用できる等のメリットがあげられた。
- ・双方の連携が進んでいる自治体及びハローワーク（生保型一体的実施施設）に共通する点として、フォーマル・インフォーマル問わず、積極的な意見交換やフィードバックを行う機会を設けていること、意見交換の場を活用して、双方の事業領域や各専門職への理解を通じたノウハウの共有が進んでいること等が上げられる。日頃からの担当者間のコミュニケーションを円滑に行うことが、一体的実施事業の促進につながるものと考えられる。

(2) 自治体内の連携について

- ・福祉事務所設置自治体アンケート調査結果から、自立相談支援事業の個別支援において連携している庁内の部署について、生活保護所管部署や障害福祉所管部署等の福祉部門との連携が進んでいるものの、商工労働所管部署やまちづくり所管部署等の福祉部門以外との連携はほぼ進んでいないことが明らかになった。

- ・また、自立相談支援事業における就労支援の課題として、「求人情報や協力事業所等の開拓ができていない」「協力してくれる企業や事業者がいない・少ない」「マンパワーが不足している」等の意見が多く上げられており、協力企業とのネットワークや自立相談支援機関のマンパワー不足に課題を抱えていることがうかがえる。
- ・今回の福祉事務所設置自治体ヒアリング調査結果からは、一般就労に向けた準備として、企業の協力を得ながら事業所等での職場体験事業を実施しているケースや、地場産業と連携した中間的就労を展開している事例、就労準備支援事業を外部委託し、民間事業者（人材派遣会社）の企業ネットワークやノウハウを活用し、企業開拓を進めている事例などが見られた。
- ・企業や協力事業所の開拓に当たっては、自治体担当者が直接企業への連絡や足を運ぶことにより、制度の理解も含め前向きな回答を得るケースや、商工会議所や産業関係課と連携し、職場体験協力事業所を募集をしているケースも見られた。
- ・福祉部門以外との連携が進んでいる自治体においては、庁内連携会議を設置し、福祉担当課だけではなく、商工部門や財政部門等も参画する形の横断型の就労支援の検討機会を設けているという工夫点が上げられた。また、ゲートキーパーや認知症サポーター養成講座等を全自治体職員に受講を促し、生活困窮者に限らず、住民の困りごとに対するアンテナを張り巡らせるための素地を養い、全庁的な体制づくりを実施している事例も見られた。
- ・自治体アンケート調査結果から、自立相談支援機関の就労支援に携わる職員の専従割合が低いことを踏まえると、就労支援員自らが事業所開拓を行うこと以外にも、庁内の商工部門等の協力を得ながら事業所開拓を行うほか、民間事業者の企業ネットワークを活用する等、自治体の社会資源の実情に応じた選択肢を整理し、企業開拓の手法を広く周知することが重要である。

(3) 就労体験時等における交通費の支給について

- ・就労体験時等における交通費の支給について、9割以上の自治体が「支給は行っていない」と回答しており、その課題としては「交通費の支給についてそもそも想定していない」「財源の確保が難しい」「庁内にノウハウが不足しているため、どのように対処して良いかわからない」という意見が多く上がっていた。
- ・一方で、交通費の支給によるメリット等について、「支援対象者が就労体験等に積極的に参加するようになった」「支援対象者が積極的に求人に応募するようになった」「就労体験等の協力事業所の負担減につながっている」という意見もあることから、支援対象者の就労意欲向上につながる可能性が考えられる。
- ・今回のアンケート調査結果及びヒアリング調査結果からは、自立相談支援事業の利用者が就労活動を行うための交通費に基金を利用して助成しているケースや、就労準備支援事業を外部委託し、受託事業者が交通手段を提供しているケース等、自治体独自の工夫が見られた。
- ・交通費の支給事例は少ないものの、支援対象者へのインセンティブが働く可能性があることから、各種支給事例を収集し、自治体への横展開を図っていくことが考えられる。

(4) 職業訓練制度の利活用について

- ・福祉事務所設置自治体アンケート調査結果から、職業訓練制度について、「支援対象者に説明・案内したことはない」が約3割となっており、その理由として「相談者が希望しない」「支援対象者に案内できる適切な訓練プログラムがない」等の意見が多く上がっている。

- ・また、職業訓練制度を説明・案内する上での課題として、「訓練場所が近隣にない」「訓練コースに偏りがある、または訓練メニューが少ない」「訓練中の生活資金の確保が難しい」等の意見が続いており、必ずしも支援対象者のニーズとマッチしていない状況がうかがえる。
- ・ヒアリング調査結果からは、新型コロナウイルス感染症の影響化において、生活資金の確保を最優先とするケースや、早期就労を望む支援対象者が増加している可能性があること等から、職業訓練制度のプログラムや支援のあり方については、柔軟な運用を展開していくことが重要である。特に、支援対象者の訓練ニーズを改めて把握し、地域における求職者の動向等も踏まえながら、地域の実情に応じた職業訓練制度の展開が求められる。
- ・なお、今回の各種調査結果から、庁外の関係機関の中に連携が進んでいないことが明らかになったものがあるが、活用のための推進方策に関する事例収集、分析等が及んでいないことから、今後の当該分野に対するさらなる調査・研究が必要である。

事業実施機関

株式会社 日本能率協会総合研究所

〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-22 日本能率協会ビル5階

TEL 03-6435-6071

FAX 03-3578-7547